

平成 29 年 第 4 回

# 柳川市農業委員会総会議事録

平成 29 年 4 月 10 日

柳川市農業委員会

## 第 4 回 柳 川 市 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

日 時 平成29年 4 月10日 午後 2 時～午後 2 時50分

場 所 大和庁舎 大会議室

出 欠 者 出席者 35名 欠席者 2名

議 題 議案第20号

1. 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第21号

1. 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第22号

1. 農地法第 4 条の規定による許可処分取消願について

議案第23号

1. 農地移動適正化あっせん委員の指名について

議案第24号

1. 柳川市農用地利用集積計画について

報 告

1. 農地法第18条第 6 項の規定による通知について

2. 農地の使用貸借権設定解約届出について

3. あっせん申出書の取下願について

4. 農地への現況地目変更届出について

5. 農地改良行為届出について

出席委員（35名）

- |     |   |   |   |    |     |    |     |   |   |
|-----|---|---|---|----|-----|----|-----|---|---|
| 1番  | 龍 | 光 | 義 | 2番 | 藤   | 吉  | 篤三郎 |   |   |
| 3番  | 猿 | 渡 | 昭 | 光  | 4番  | 松  | 藤   | 正 | 之 |
| 5番  | 田 | 中 | 雅 | 美  | 6番  | 龍  | 繁   | 樹 |   |
| 7番  | 堤 | 保 | 久 | 8番 | 小   | 宮  | カヲル |   |   |
| 9番  | 山 | 田 | 善 | 治  | 10番 | 高  | 田   | 一 | 利 |
| 11番 | 乘 | 富 | 日 | 登士 | 12番 | 梅  | 崎   | 和 | 弘 |
| 13番 | 椛 | 島 | 練 | 二  | 14番 | 高  | 田   | 學 |   |
| 16番 | 梅 | 崎 | 武 | 秀  | 17番 | 田  | 中   | 政 | 寛 |
| 18番 | 野 | 口 | 秀 | 一  | 19番 | 太  | 田   | 英 | 介 |
| 20番 | 樽 | 見 | 哲 | 也  | 21番 | 三小 | 田   | 由 | 勝 |
| 22番 | 江 | 崎 | 保 | 夫  | 23番 | 松  | 藤   | 和 | 彦 |
| 24番 | 松 | 藤 | 一 | 利  | 25番 | 津  | 村   | 利 | 正 |
| 26番 | 大 | 津 | 敏 | 男  | 27番 | 松  | 藤   | 政 | 義 |
| 28番 | 櫻 | 木 | 利 | 和  | 29番 | 田  | 中   | 満 | 義 |
| 30番 | 久 | 保 | 泰 | 道  | 31番 | 與  | 田   | 義 | 之 |
| 32番 | 三 | 浦 | 榮 | 一  | 33番 | 藤  | 丸   | 正 | 勝 |
| 34番 | 島 | 添 | 茂 | 樹  | 35番 | 鶴  | 田   | 信 | 行 |
| 36番 | 吉 | 開 | 健 |    |     |    |     |   |   |

欠席委員（2名）

- |     |   |   |   |   |     |   |   |   |   |
|-----|---|---|---|---|-----|---|---|---|---|
| 15番 | 大 | 淵 | 秀 | 樹 | 37番 | 新 | 開 | 延 | 孝 |
|-----|---|---|---|---|-----|---|---|---|---|

本会議に出席した事務局職員

事務局長 石川 時宗

事務局次長 森田 由猪佳

事務局職員 田中 道博

## 午後2時 開会

### ○事務局長（石川時宗君）

それでは、定刻になりましたので、総会を始めさせていただきたいと思います。

起立、礼、着席願います。

まず冒頭、大変失礼でございますけど、農業委員会の事務局職員の4月の定例人事異動を報告させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

まず初めに、事務局長に私、石川時宗でございます。人権・同和教育推進室のほうから異動してまいりました。よろしくお願いいたします。まだふなれでございますけど、農業委員会事務局の事務を執行して農業振興のために頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、事務局次長に森田由猪佳でございます。

### ○事務局次長（森田由猪佳君）

皆さんこんにちは。4月より次長になりました森田です。より一層仕事に励んでまいりますので、皆様引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

### ○事務局長（石川時宗君）

続きまして、事務局職員に田中道博でございます。

### ○事務局（田中道博君）

皆さんこんにちは。4月より人権・同和对策室から異動してまいりました田中道博と申します。一生懸命頑張りますので、よろしくお願いいたします。

### ○事務局長（石川時宗君）

この体制で1年間頑張っていきたいと思っておりますので、皆様の御支援、御協力を切にお願い申し上げたいと思っております。よろしくお願いいたします。

本日は、議長でございます新開会長がどうしても都合が悪いということで欠席でございます。したがって、柳川市農業委員会会議規則第15条の規定によりまして、第一職務代理者の三小田副会長さんを議長へよろしくお願いいたしますと思っておりますので、皆様の協力をよろしくお願いいたします。

それでは、三小田副会長よろしくお願いいたします。

### ○議長（三小田由勝君）

平成29年第4回柳川市農業委員会総会を開催いたします。

本日の出席委員35名、定足数であります。よって、ただいまから平成29年第4回柳川市農業委員会の総会を開催いたします。

事務局より議案の朗読をお願いします。

○事務局（田中道博君）

皆さんこんにちは。座りまして議案のほうを朗読させていただきます。

---

平成29年

第4回柳川市農業委員会総会議案

議案第20号

1. 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第21号

1. 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第22号

1. 農地法第4条の規定による許可処分取消願について

議案第23号

1. 農地移動適正化あっせん委員の指名について

議案第24号

1. 柳川市農用地利用集積計画について

報 告

1. 農地法第18条第6項の規定による通知について
2. 農地の使用貸借権設定解約届出について
3. あっせん申出書の取下願について
4. 農地への現況地目変更届出について
5. 農地改良行為届出について

その他

平成29年4月10日提出

柳川市農業委員会会長 新 開 延 孝

---

○議長（三小田由勝君）

今回提案しております案件は、議案第20号から議案第24号までの5件と報告5件であります。  
本日の議事録署名委員に、8番小宮カヲル委員、29番田中満義委員を指名いたします。  
早速、議案の審議に入ります。

議案第20号 農地法第3条の規定による許可申請について、申請番号1番を議題といたします。

本案は議席番号〇〇番の〇〇委員の農業生産法人の提出議案となっておりますので、柳川市農業委員会会議規則第10条の規定により、〇〇委員の退席をお願いします。

〔〇〇委員 退席〕

○議長（三小田由勝君）

事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。

○事務局（田中道博君）

---

議案第20号

1. 農地法第3条の規定による許可申請について

下記農地を双方合意の上、所有権（賃借権）を移転（設定）したく農地法第3条の規定による許可申請があったので、承認方法施行令第3条の規定に基づき付議する。

---

申請番号1番、農地の所在、〇〇、地目・畑、面積815平米外1筆、合計1,476平米。自作。譲受人、〇〇。所有面積167アール、耕作面積438アール。移転理由、経営拡大。譲渡人、〇〇。所有面積14アール、耕作面積14アール。移転理由、離農。契約種類、売買。

○事務局次長（森田由猪佳君）

それでは、3条について補足説明を行います。

申請番号1番は、〇〇さんが離農のため、経営拡大を希望する〇〇さんへの所有権移転・売買の申請であります。代金は〇〇円。

なお、申請番号1番は、議案書にありますとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

○議長（三小田由勝君）

事務局より議案の朗読並びに説明が終わりました。

議案第20号、申請番号1番について御意見、御質問ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三小田由勝君）

お諮りいたします。御意見、御質問なしと認め、採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三小田由勝君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（三小田由勝君）

賛成全員であります。よって、議案第20号、申請番号1番については提案どおり承認することに決定いたしました。

ここで、〇〇委員の退席を解除します。

〔〇〇委員 着席〕

○議長（三小田由勝君）

議案第20号 農地法第3条の規定による許可申請について、申請番号2番から6番を議題といたします。

事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。

○事務局（田中道博君）

申請番号2番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積889平米外13筆、合計9,374平米。自作。譲受人、〇〇。世帯員、総員7名、稼働員2名。所有面積62アール、耕作面積62アール。移転理由、経営拡大。譲渡人、〇〇。世帯員、総員5名、稼働員4名。所有面積141アール、耕作面積141アール。移転理由、経営縮小。契約種類、売買。

申請番号3番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積1,242平米、自作。譲受人、〇〇。世帯員、総員6名、稼働員5名。所有面積57アール、耕作面積77アール。移転理由、経営拡大。譲渡人、〇〇。世帯員、総員1名、稼働員ゼロ名。所有面積38アール、耕作面積ゼロアール。移転理由、経営縮小。契約種類、売買。

申請番号4番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積4,474平米外1筆、合計6,949平米。自作。譲受人、〇〇。世帯員、総員2名、稼働員1名。所有面積69アール、耕作面積24アール。

移転理由、親から受贈。譲渡人、〇〇。同一世帯。移転理由、子へ贈与。契約種類、贈与。

申請番号5番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積1,349平米外1筆、合計1,366平米。自作。譲受人、〇〇。世帯員、総員2名、稼働員2名。所有面積ゼロアール、耕作面積86アール。移転理由、おばから受贈。譲渡人、〇〇。世帯員、総員1名、稼働員1名。所有面積46アール、耕作面積14アール。移転理由、おいへ贈与。契約種類、贈与。

申請番号6番、農地の所在、〇〇、地目・畑、面積1,739平米。小作。譲受人、〇〇。世帯員、総員4名、稼働員3名。所有面積160アール、耕作面積260アール。移転理由、借り受け。譲渡人、〇〇。同一世帯。移転理由、子へ貸し付け（農年関係）。契約種類、使用貸借権の設定。

#### ○事務局次長（森田由猪佳君）

続きまして、3条について補足説明を行います。

申請番号2番は、〇〇さんが経営縮小のため、経営拡大を希望するおのおの持ち分2の1分、〇〇さんへの所有権移転・売買の申請であります。代金は〇〇円。

申請番号3番は、〇〇さんが経営縮小のため、経営拡大を希望する〇〇さんへの所有権移転・売買の申請であります。代金は〇〇円。

申請番号4番は、〇〇さんが子へ贈与のため、親から受贈する〇〇さんへの所有権移転・贈与の申請であります。

申請番号5番は、〇〇さんがおいへ贈与のため、おばから受贈する〇〇さんへの所有権移転・贈与の申請であります。

申請番号6番は、〇〇さんが農業者年金受給のため、子の〇〇さんと使用貸借権の設定をするための申請であります。

なお、申請番号2番から6番は、議案書にありますとおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

#### ○議長（三小田由勝君）

事務局より議案の朗読並びに説明が終わりました。

議案第20号、申請番号2番から6番について御意見、御質問ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○議長（三小田由勝君）

お諮りいたします。御意見、御質問なしと認め、採決したいと思います。御異議ありま

せんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三小田由勝君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（三小田由勝君）

賛成全員であります。よって、議案第20号、申請番号2番から6番については提案どおり承認することに決定いたしました。

議案第21号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。

○事務局（田中道博君）

---

議案第21号

1. 農地法第5条の規定による許可申請について

下記農地を農地以外の目的に供するため、所有権（賃借権）を移転（設定）したく、農地法第5条の規定による許可申請があったので、承認方法施行令第15条の規定により付議する。

---

こちらにつきましては、別紙5条申請箇所図を一緒にごらんください。

申請番号1番、農地の所在〇〇、地目・田、面積1,205平米。申請人〇〇。相手方〇〇。転用目的、作業所・ノリ網干し場・ノリ資材置き場。所要面積1,205平米。契約種類、売買。立地条件、東・5条申請地、田（承諾有）、西・宅地、田（承諾有）、南・用悪水路、北・宅地、道路8メートル、5条申請地。転用詳細、作業所・ノリ網干し場・ノリ資材置き場建設のため。作業所建築面積54.72平米。

申請番号2番、農地の所在〇〇、地目・田、面積231平米。申請人、〇〇。相手方、〇〇。転用目的、自己用住宅。所要面積231平米。契約種類、売買。立地条件、東・田（承諾有）、西・5条申請地、南・5条申請地、北・道路8メートル。転用詳細、自己用住宅建設のため。建築面積87.55平米。建ぺい率37.9%。

申請番号3番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積1,332平米。申請人、〇〇。相手方、〇〇。転用目的、太陽光発電装置設置。所要面積1,332平米。契約種類、使用貸借権の設定。立地条件、東・宅地、西・道路5.5メートル、南・用悪水路、北・道路8メートル、宅地。転用詳細、太陽光発電装置設置建設のため。太陽光パネル170枚。

申請番号4番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積578平米外1筆、合計618平米。申請人、〇〇。相手方、〇〇。転用目的、月決め有料駐車場。所要面積618平米。契約種類、売買。立地条件、東・宅地、西・用悪水路、田、南・道路4メートル、田、北・宅地。転用詳細、月決め有料駐車場建設のため。

申請番号5番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積1,182平米。申請人、〇〇。相手方、〇〇。転用目的、資材置き場（水産物）。所要面積1,182平米。契約種類、売買。立地条件、東・用悪水路、宅地、西・用悪水路、南・宅地、北・宅地、用悪水路。転用詳細、資材置き場（水産物）建設のため。

申請番号6番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積853平米。申請人、〇〇。相手方、〇〇。転用目的、共同住宅。所要面積853平米。契約種類、売買。立地条件、東・道路6.3メートル、西・宅地、南・道路6メートル、北・田。転用詳細、共同住宅建設のため。建築面積223.32平米。建ぺい率26.1%。

申請番号7番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積2,730平米。申請人、〇〇。相手方、〇〇。転用目的、建て売り住宅（9棟）。所要面積2,730平米。契約種類、売買。立地条件、東・宅地、田（承諾あり）、西・道路4メートル、南・田（承諾あり）、北・宅地。転用詳細、建て売り住宅9棟及び道路・水路建設のため。所要面積2,372.91平米。建築面積787.95平米。建ぺい率33.2%。道路・水路面積357.09平米。

申請番号8番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積680平米。申請人、〇〇。相手方、〇〇。転用目的、事務所及び資材置き場、駐車場。所要面積680平米。契約種類、売買。立地条件、東・5条申請地、西・道路7メートル、南・宅地、北・宅地、道路18メートル。転用詳細、事務所及び資材置き場・駐車場建設のため。事務所建築面積42平米。

申請番号9番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積22平米。申請人、〇〇。相手方、〇〇。転用目的、給・排水施設。所要面積22平米。契約種類、売買。立地条件、東・用悪水路、西・5条申請地、南・宅地、北・道路18メートル。転用詳細、給・排水施設建設について。

申請番号10番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積798平米。申請人、〇〇。相手方、〇

○。転用目的、倉庫及び資材置き場。所要面積798平米。契約種類、売買。立地条件、東・田（申請人）、西・道路4.3メートル、南・5条申請地、北・道路7メートル。転用詳細、倉庫及び資材置き場建設のため。倉庫建築面積195平米。建ぺい率24.4%。

申請番号11番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積489平米外1筆、合計627平米。申請人、〇〇。相手方、〇〇。転用目的、資材置き場。所要面積627平米。契約種類、賃貸借権の設定。立地条件、東・田（申請人）、西・道路4.3メートル、南・用悪水路、北・5条申請地。転用詳細、資材置き場建設のため。

申請番号12番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積1,008平米。申請人、〇〇。相手方、〇〇。転用目的、分家住宅及び農業用倉庫。所要面積1,008平米。契約種類、売買。立地条件、東・道路4メートル、西・田（承諾あり）、南・道路4メートル、北・宅地。転用詳細、分家住宅及び農業用倉庫建設のため。住宅建築面積、1階177.84平米、2階68.40平米。倉庫建築面積82.08平米。建ぺい率25.7%。

#### ○事務局次長（森田由猪佳君）

それでは、5条について補足説明を行います。

申請番号1番は、〇〇さんが申請地に作業所・ノリ網干し場・ノリ資材置き場を建設するための申請であります。契約の種類は売買。代金は〇〇円。場所は別紙箇所図の1番です。

申請番号2番は、〇〇さんが申請地に自己用住宅を建設するための申請であります。契約の種類は売買。代金は〇〇円。場所は別紙箇所図の2番です。

申請番号3番は、〇〇さんが申請地に太陽光発電装置設備を建設するための申請であります。契約の種類は使用貸借権の設定。場所は別紙箇所図の3番です。

申請番号4番は、〇〇さんが申請地に月決め有料駐車場を建設するための申請であります。契約の種類は売買。代金は〇〇円。場所は別紙箇所図の4番です。

申請番号5番は、〇〇さんが申請地に資材置き場（水産物）を建設するための申請であります。契約の種類は売買。代金は〇〇円。場所は別紙箇所図の5番です。

申請番号6番は、〇〇さんが申請地に共同住宅を建設するための申請であります。契約の種類は売買。代金は〇〇円です。場所は別紙箇所図の6番です。

申請番号7番は、〇〇さんが申請地に建て売り住宅9棟及び道路・水路を建設するための申請であります。契約の種類は売買。代金は〇〇円です。場所は別紙箇所図の7番です。

申請番号8番は、〇〇さんが申請地に事務所及び資材置き場・駐車場を建設するための申

請であります。契約の種類は売買。代金は〇〇円。場所は別紙箇所図の8番です。

申請番号9番は、〇〇さん外1名が申請地に給・排水施設を建設するための申請であります。契約の種類は売買。代金は〇〇円。場所は別紙箇所図の9番です。

申請番号10番は、〇〇さんが申請地に倉庫及び資材置き場を建設するための申請であります。契約の種類は売買。代金は〇〇円。場所は別紙箇所図の10番です。

申請番号11番は、〇〇さんが申請地に資材置き場を建設するための申請であります。契約の種類は賃貸借権の設定。場所は別紙箇所図の11番です。

申請番号12番は、〇〇さんと〇〇さんが分家住宅及び農業用倉庫を建設するための申請であります。契約の種類は売買。代金は〇〇円。場所は別紙箇所図の12番です。

農地法に基づく農地転用許可の検討事項について御説明いたします。

申請番号1番、2番、3番、5番の農地の区分は、用途地域内の第1種住居地域であり、第3種農地と判断します。よって、転用目的は問題ないと考えます。

申請番号4番の農地の区分は、用途地域内の商業地域であり、第3種農地と判断します。よって、転用目的は問題ないと考えます。

申請番号6番の農地の区分は、用途地域内の第1種中高層住居専用地域であり、第3種農地と判断します。よって、転用目的は問題ないと考えます。

申請番号7番の農地の区分は、おおむね500メートル以内に矢加部駅があり、第2種農地と判断します。よって、転用目的は問題ないと考えます。

申請番号8番、9番、10番、11番、12番の農地の区分は、おおむね10ヘクタール以上の一団の農地であり、第1種農地と判断します。第1種農地は原則不許可ですが、本件は集落接続であるため、転用目的は問題ないと考えます。

#### ○議長（三小田由勝君）

事務局より議案の朗読並びに説明が終わりました。

議案第21号について御意見、御質問はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○議長（三小田由勝君）

お諮りいたします。御意見、御質問なしと認め、採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三小田由勝君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（三小田由勝君）

賛成全員であります。よって、議案第21号については提案どおり承認することに決定いたしました。

議案第22号 農地法第4条の規定による許可処分取消願についてを議題といたします。

事務局より議案の朗読をお願いします。

○事務局（田中道博君）

---

議案第22号

1. 農地法第4条の規定による許可処分取消願について

下記農地について許可処分の取り消し願いがあったので承認方付議する。

---

申請番号1番、法律条文4条。農地の所在、〇〇。地目・田、面積846平米。申請人、〇〇。摘要、平成〇〇年〇月〇日、〇〇筑農第〇〇号－〇〇許可。取消理由、契約不成立のため。

○議長（三小田由勝君）

事務局より議案の朗読が終わりました。

議案第22号について御意見、御質問ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三小田由勝君）

お諮りいたします。御意見、御質問なしと認め、採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三小田由勝君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（三小田由勝君）

賛成全員であります。よって、議案第22号については提案どおり承認することに決定いたしました。

議案第23号 農地移動適正化あっせん委員の指名についてを議題といたします。

事務局より議案の朗読をお願いします。

○事務局（田中道博君）

---

議案第23号

1. 農地移動適正化あっせん委員の指名について

下記農地の所有権を移転したく柳川市農地移動適正化あっせん事業実施要領の規定によりあっせん申出書を受理したので、あっせん委員の指名方付議する。

---

受理番号1番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積105平米外7筆。申出人、〇〇。理由、平成29年3月17日申し出（経営縮小のため）。

受理番号2番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積2,378平米。申出人、〇〇。理由、平成29年3月21日申し出（離農のため）。

受理番号3番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積738平米。申出人、〇〇。理由、平成29年3月21日申し出（経営縮小のため）。

○議長（三小田由勝君）

事務局より議案の朗読が終わりました。

本案の1番は西宮永地区、2番、3番は大和地区でありますので、同地区の委員にお願いしたいと思いますが、御意見、御質問ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三小田由勝君）

お諮りいたします。議案第23号の申請番号1番は1番龍光義委員、6番龍繁樹委員、9番山田善治委員、申請番号2番、3番は23番松藤和彦委員、24番松藤一利委員、29番田中満義委員を指名することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三小田由勝君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案のあっせん委員に、申請番号1番は1番龍光義委員、6番龍繁樹委員、9番山田善治委員、申請番号2番、3番は23番松藤和彦委員、24番松藤一利委員、29番田中満義委員を指名することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（三小田由勝君）

賛成全員であります。よって、議案第23号については先ほどの6名の委員を指名することに決定いたしました。

議案第24号 柳川市農用地利用集積計画について、所有権の移転を議題といたします。

事務局より議案の朗読をお願いします。

○事務局（田中道博君）

---

議案第24号

1. 柳川市農用地利用集積計画について

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により柳川市農用地利用集積計画を樹立したく柳川市長より決定を求められたので付議する。

---

こちらにつきましては、別紙農用地利用集積事業公告概要表をごらんください。

まず、所有権移転関係をごらんください。

農用地利用集積事業公告概要表。公告年月日、平成29年4月11日。

1. 所有権移転関係。利用権の種類、所有権移転。地目別、田。農用地の利用内容、水田として。面積1万5,342平米。筆数8筆。売り手4名、買い手5名。

裏面をごらんください。

各筆明細。所有権を移転する土地、所在地、〇〇外1筆、計2筆。現況、田。面積1,600平米外1筆、計1,700平米。所有権を移転する者（売り手）、住所、福岡市中央区天神4丁目10-12。氏名、公益財団法人福岡県農業振興推進機構理事長、緒方義範。権利の種類、所有権。農用地の利用内容、水田として。所有権の移転時期、対価の支払時期、引渡の時期、いずれも平成29年4月28日。対価〇〇円。対価の支払方法、福岡県信用農業協同組合連合会

本所普通口座。所有権の移転を受ける者（買い手）、整理番号1番、住所、〇〇。氏名、〇〇。外6件です。

以上、今回付議された農用地利用集積計画につきましては、全て農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

○議長（三小田由勝君）

事務局より議案の朗読が終わりました。

議案第24号について御意見、御質問ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三小田由勝君）

お諮りいたします。御意見、御質問なしと認め、採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三小田由勝君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（三小田由勝君）

賛成全員であります。よって、議案第24号については提案どおり承認することに決定いたしました。

最後に報告に移ります。

事務局よりお願いします。

○事務局（田中道博君）

---

報 告

1. 農地法第18条第6項の規定による通知について

下記農地について農地法第18条第6項の規定による通知書を受理したので報告する。

---

こちらにつきましては、合意解約に関する内容です。

受理番号1番、受理月日、平成29年2月27日。農地の所在、〇〇、地目・田、面積879平

米外1筆、計1,142平米。賃貸人、〇〇。賃借人、〇〇。摘要条項、農地法第18条第6項の規定による通知。備考、離作料なし（利用権設定）。外32件です。

次に、14ページをごらんください。

---

## 2. 農地の使用貸借権設定解約届出について

下記農地について使用貸借権の設定解約届出書を受理したので報告する。

---

受理番号1番、受理月日、平成29年3月6日。農地の所在、〇〇、地目・田、面積2,410平米外2筆、計2,924平米。使用貸人、〇〇。相続人、〇〇。使用借人、〇〇。摘要条項、農地法第3条許可に伴う使用貸借権設定解約。備考、解約日、平成29年3月6日。外7件です。

次ページをごらんください。

---

## 3. あっせん申出書の取下願について

下記農地についてあっせん申出書取下願を受理したので報告する。

---

受理番号1番、受理月日、平成29年3月21日。農地の所在、〇〇、地目・田、面積1,418平米。願出人、〇〇。理由、平成29年2月20日付で農地のあっせん申出書を提出していましたが、自己都合により取り下げします。外1筆。

次ページをごらんください。

---

## 4. 農地への現況地目変更届出について

下記農地について、農地への現況地目変更届出書を受理したので報告する。

---

受理番号1番、受理月日、平成29年2月27日。農地の所在、〇〇、現況・畑、面積815平米外1筆。届出者、〇〇。現状に至る経緯、利用状況、平成17年9月30日付、農地法第5条許可を受け、駐車場として使用してきましたが、現在は、農地として利用していますので届け出します。

---

## 5. 農地改良行為届出について

下記農地について、農地改良行為届出書を受理したので報告する。

---

受理番号1番、受理月日、平成29年3月15日。農地の所在、〇〇、地目・田、面積235平米外2筆。届出者、〇〇、施行完了後の営農計画（予定作物）、豆類。備考、盛り土高50センチメートル。

以上です。

### ○議長（三小田由勝君）

以上で議案及び報告全て終了いたしました。（「ちょっとよかですか」と呼ぶ者あり）はい。

### ○22番（江崎保夫君）

9ページの第18条第6項の10番、〇〇さんのを〇〇さんがつくるてしてあってしょうが、5筆7,862平米。これはどげんなつとつとですか。

### ○事務局次長（森田由猪佳君）

これは利用権の解約を申し出されたという報告になっておりますので。（「ああ、解約の報告」と呼ぶ者あり）はい。第18条の第6項は、利用権を設定されていた方たちが利用権期間満了を待たずに途中で合意解約される届け出があったものということになっております。

（「わかりました」と呼ぶ者あり）よろしく申し上げます。

### ○議長（三小田由勝君）

以上で議案及び報告は全て終了いたしました。

これをもちまして、平成29年第4回柳川市農業委員会総会を閉会いたします。本日はまことにありがとうございました。

午後2時50分 閉会

柳川市農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、ここに署名する。

平成29年4月10日

柳川市農業委員会副会長 三小田 由 勝

会議録署名委員 小 宮 カヲル

〃 田 中 満 義